

# 第 1 章

---

## 環境基本計画改定の 基本的事項

# 第1章 環境基本計画改定の基本的事項

## 第1節 改定の趣旨

### 1 改定の意義

本県は、多彩で豊かな自然に恵まれており、本県の産業、生活、歴史・文化は、この豊かな環境から多くの恵みを受けながら育まれてきました。

一方、私たちの生活は、環境へ様々な影響を及ぼしており、環境問題の多くは、私たちの日常の生活や事業活動による環境への負荷の増大によるものです。

これらの問題を解決し、豊かな環境を健全なかたちで守り、将来の世代に引き継いでいくことは私たちの責務であり、そのためには、ライフスタイルや社会経済システムを見直し、すべての主体が自主的・積極的に環境保全の取組に参加し、連携・協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があります。

これらに対応するため、本県では、山口県環境基本条例に基づき、平成10年3月に、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として「山口県環境基本計画」を策定し、環境関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、本県の社会経済活動の進展や環境行政を巡る状況の変化等に的確に対応するため、平成16年3月に本計画を改定し、本県独自の施策を展開してきました。

こうした取組は一定の成果を得ていますが、今日の環境問題は、地球温暖化や生物多様性の保全等の地球規模の問題から、廃棄物の適正処理の推進、大気・水質等の生活環境の保全、良好な景観の維持等の生活に密着した問題に至るまで、広範囲にわたっており、また、東日本大震災を契機に、再生可能エネルギーをはじめとした地域の資源・エネルギーの創出・有効活用や安心・安全の確保に対する気運が高まるなど、新たな課題や今後の社会を見据えた対応が必要となってきました。

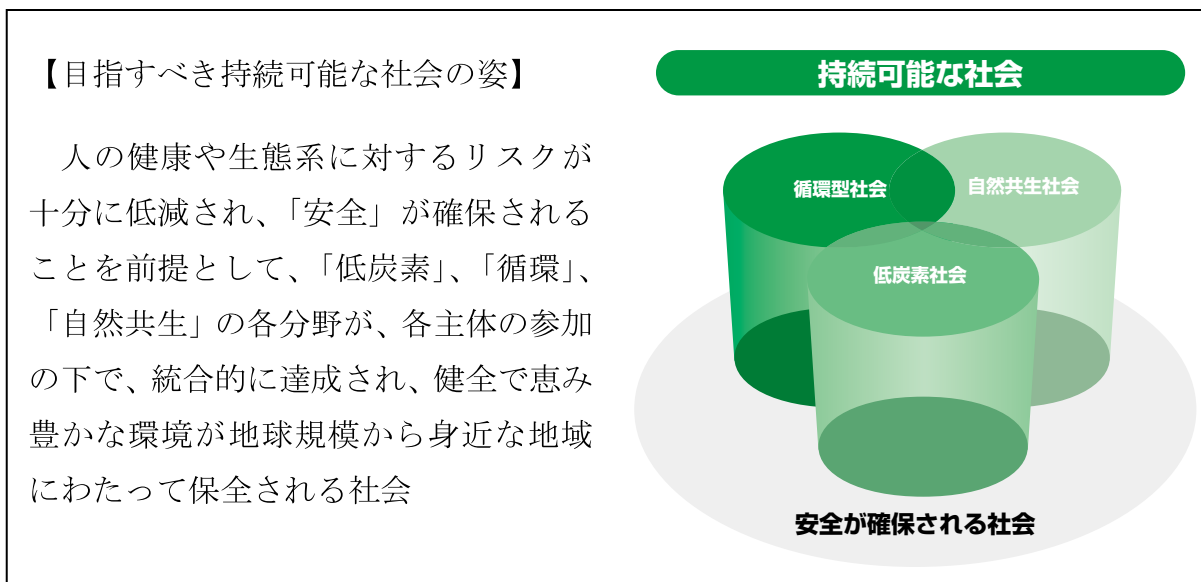
このため、県では、環境基本計画の内容を見直し、新規に設定又は拡充する施策を盛り込むとともに、施策の構成を再編整理することとしました。

これにより、本県の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、安心・安全で持続可能な社会の構築に向けた県づくりをより一層進めていくこととしています。

## 2 改定の背景

### (1) 国の動き

平成24年4月に第4次環境基本計画が策定され、「目指すべき持続可能な社会」の姿として、「安全」の確保を基盤とした、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成される社会である等の方向性が示されました。



そして、今後の環境政策の展開の方向として、次の4点が示されました。

**【持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向】**

- ① 政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境・経済・社会、環境政策分野間の連携）
- ② 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化（国益と地球益の双方の視点）
- ③ 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④ 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

### (2) 県の動き

前基本計画策定以降の主なものとしては、条例では、平成18年7月に中山間地域の振興を推進する「山口県中山間地域振興条例」、平成20年12月に地産地消を推進する「山口県ふるさと産業振興条例」、平成22年12月に環境美化を推進する「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」がそれぞれ新たに制定され、これらの条例に基づく推進指針として、「山口県中山間地域づくりビジョン」（平成18年3月（平成25年7月改定））、「美しい里山・海づくりに関する基本方針」（平成23年10月）も策定しました。

また、平成18年3月に温室効果ガス排出抑制のための地域推進計画として「山口県地球温暖化対策地域推進計画」、平成23年3月に循環型社会の形成を一層進めるための第2次「山口県循環型社会形成推進基本計画」、平成25年3月に再生可能エネルギー導入の基本方針となる「山口県再生可能エネルギー推進指針」を策定するとともに、平成25年度には産業力の再生・強化に向けた「やまぐち産業戦略推進計画」を策定し、さらには、地域の社会的・自然的条件に即応した「山口県地球温暖化対策実行計画」を改定するなど、本県の環境に関連する重要な計画の策定等が進んでおり、これらとの整合を図る必要があります。

### 3 基本的な視点

次のような視点から、前計画を見直し、改定します。

#### ○環境を巡る社会情勢の変化への的確な対応

国の第4次環境基本計画の策定や全国的な省エネ・節電の取組等への対応など、社会情勢の変化に的確に対応します。

#### ○環境先進県としての取組をさらに発展

これまで、全県的なごみ焼却灰のセメント原料化、レジ袋や食品ロスの削減、榎野川をモデルとした豊かな流域づくり、森林バイオマスの活用など、全国に誇れる取組を進めてまいりましたが、これらに加え、新たに、再生可能エネルギーの導入促進や環境関連産業の育成・振興、環境に関する人づくり・地域づくりなどの展開を図っていきます。

#### ○生物多様性の取組を再整理

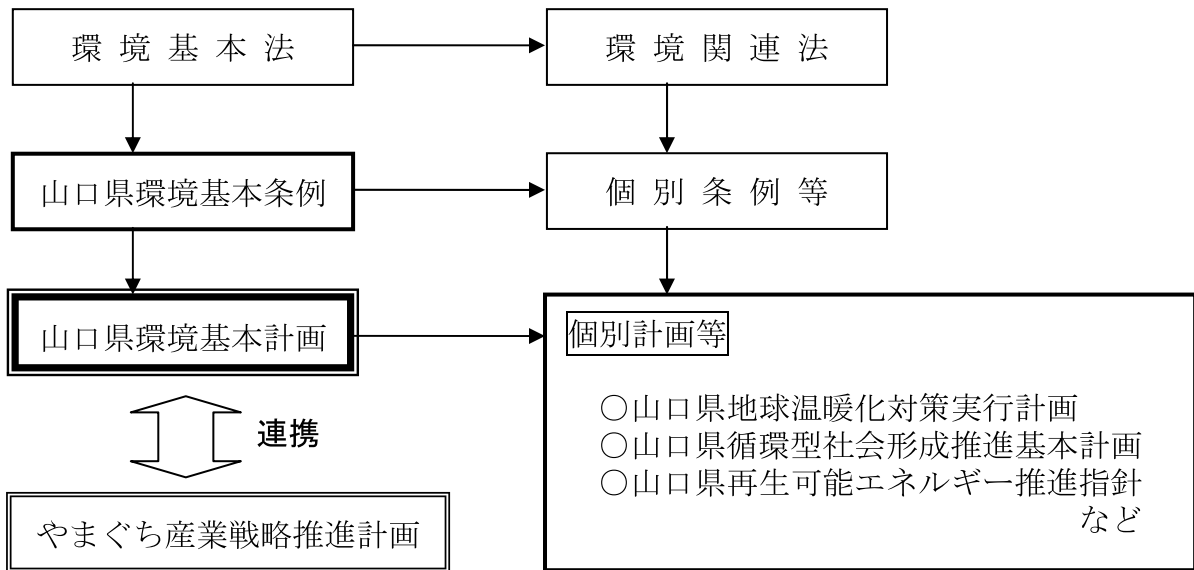
前計画の自然共生に関する部分を再整理し、生物多様性基本法に規定する、本県の「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1 計画の役割

- 山口県環境基本計画は、山口県環境基本条例第9条に基づき策定されたもので、すべての主体が共通認識のもと、恵み豊かな環境を保全するとともに、次世代への継承に向けて全県的に取り組むための大綱となるものです。
- 県行政の各部門における関連施策を体系化し、総合的かつ計画的な推進を図るための環境施策の基本となるものです。
- 県民、関係団体、事業者、研究機関、行政等の積極的な連携、協力のもと、環境の保全に関する取組を進めるための指針となるものです。

なお、本計画の第2章第3節「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」を、生物多様性基本法に規定する「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

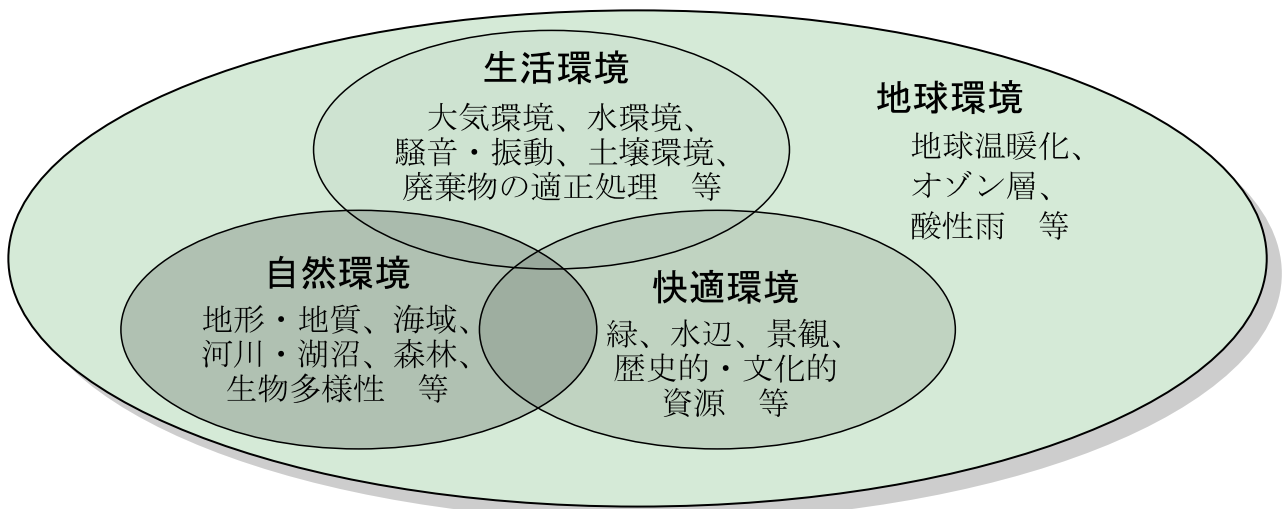


## 2 計画の期間

計画の期間は、平成25年度（2013年度）から平成32年度（2020年度）までの8年間とし、4年を目途に見直すこととしています。

## 3 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境とします。



### 第3節 計画の基本目標等

#### 1 基本目標

**健全で恵み豊かな環境の保全と創造**  
 ～安心・安全で持続可能な社会づくり～

環境の保全是、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、限りある環境が将来にわたって良好な状態で維持されるよう、適切に行わなければならない。また、環境の保全是、環境への負荷をできる限り低減すること等の行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

計画の基本目標については、こうした山口県環境基本条例の基本理念を踏まえ、本県の目指すべき環境の姿として、第1次計画から掲げている「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を引き続き継承します。

また、国の第4次環境基本計画の目指すべき持続可能な社会の姿を踏まえ、「安心・安全で持続可能な社会づくり」をサブタイトルとして、その方向性を明確にします。

#### 2 長期的目標等

基本目標の実現に向けて、前計画における長期的目標の「循環」、「共生」、「協働」、「地球環境」の考え方を継承した上で、以下の4つの長期的目標を設定し、各種施策を展開します。

また、これら4つの長期的目標の達成を図る上で、共通的・基盤的な施策についても、積極的に推進します。

##### (1) 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築

地球規模での環境問題として直面している地球温暖化、資源の浪費、生物多様性の課題を克服し、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築するため、「地球温暖化対策」、「循環型社会の形成」、「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」に向けた取組をより一層推進します。

##### (2) 県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

有害化学物質、不法投棄された廃棄物、放射性物質等から人の健康や生活、生態

系を守ることの重要性が再認識されている今日において、県民の健康と環境を守る視点からの対応を強化することを通じ、現在及び将来の世代が健全で豊かな環境の恩恵を受けられるよう、「大気・水環境等の保全」に向けた取組をより一層推進します。

### (3) 豊富な自然特性や多様な産業特性を活かした持続的発展可能な社会の構築

経済活動における環境保全を織り込んだ取組が、環境保全上のみならず経済自体の持続的な発展のためにも重要であることが現実化してきたことから、環境と経済を統合的に捉えた取組を進め、環境と経済の好循環の実現を図るため、「再生可能エネルギーの導入促進」や「環境関連産業の育成・集積」に向けた取組を推進します。

### (4) 快適で潤いある環境を守り、育む人づくり・地域づくりの推進

環境負荷の軽減のためには、県民一人ひとりのライフスタイルの見直しなど、主体的な行動を促すことが不可欠であり、自ら進んで環境問題に取り組む「人財」を育てるための環境教育や意識啓発に加え、環境に関する幅広い知見や、地域の生活に根ざした知恵を活用していくことも重要であることから、「環境に関する人づくり・地域づくりの推進」に向けた取組を推進します。



# 山口県環境基本計画（第3次計画）の概要

## ○計画の基本的な考え方（改定の趣旨）

第2次環境基本計画（H16年3月改定）

### 【基本目標】

健全で恵み豊かな環境の保全と創造  
～今ある環境をより豊かなものとして将来の世代に引き継ぐために～

### 【長期的目標】

- ①環境への負荷の少ない循環型社会の形成
- ②自然と人が共生する豊かでうるおいのある環境の確保
- ③すべての主体の連携・協働による環境保全活動の推進
- ④地球環境の保全と国際協力の推進

### ○環境を巡る社会情勢の変化への的確な対応

- ・国の第4次環境基本計画の策定
- ・全国的な省エネ・節電の取組等への対応
- ・生物多様性地域戦略の策定の必要性 等

### ○環境先進県としての取組をさらに発展

- ・再生可能エネルギーや次世代自動車の導入促進
- ・環境関連産業の育成・振興
- ・環境に関する人づくり・地域づくり 等

環境基本計画の次期計画の策定

## ○計画の位置づけ

環境基本条例

### 第3次 環境基本計画

《環境分野の個別計画》

- ・地球温暖化対策実行計画
- ・循環型社会形成推進基本計画
- ・再生可能エネルギー推進指針 等

## ○計画の期間

平成25年度～平成32年度（8年間）  
（4年を目途に見直し）

## ○基本目標

健全で恵み豊かな環境の保全と創造  
～安心・安全で持続可能な社会づくり～

環境基本条例の基本理念  
や国第4次環境基本計画  
の内容を踏まえ設定

## ○長期的目標

- ①健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- ②県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ③豊富な自然特性や多様な産業特性を活かした持続的発展可能な社会の構築
- ④快適で潤いある環境を守り、育む人づくり・地域づくりの推進

## ○施策の展開

### 再生可能エネルギーの導入 促進・地球温暖化対策の推進

- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・地球温暖化対策の推進
- ・省エネ・節電等によるライフスタイル・ワークスタイルの構築 等

### 循環型社会の形成

- ・3Rの推進
- ・適正処理の推進
- ・普及啓発・情報提供・地域での連携・協働 等

### いのちと暮らしを支える 生物多様性の保全

- ・豊かな生物多様性の保全と再生
- ・生物多様性に配慮した社会経済活動
- ・行動できる人財の養成と多様な主体の取組の促進 等

### 大気・水環境等の保全

- ・大気環境の保全・騒音・振動の防止
- ・水環境・土壌環境の保全
- ・化学物質等の適正管理の推進 等

### 環境関連産業の育成・集積

- ・産学公連携による省エネ・省資源型製品開発・事業化の支援
- ・再生可能エネルギー関連産業・資源循環型産業の育成支援
- ・次世代自動車関連産業の育成 等

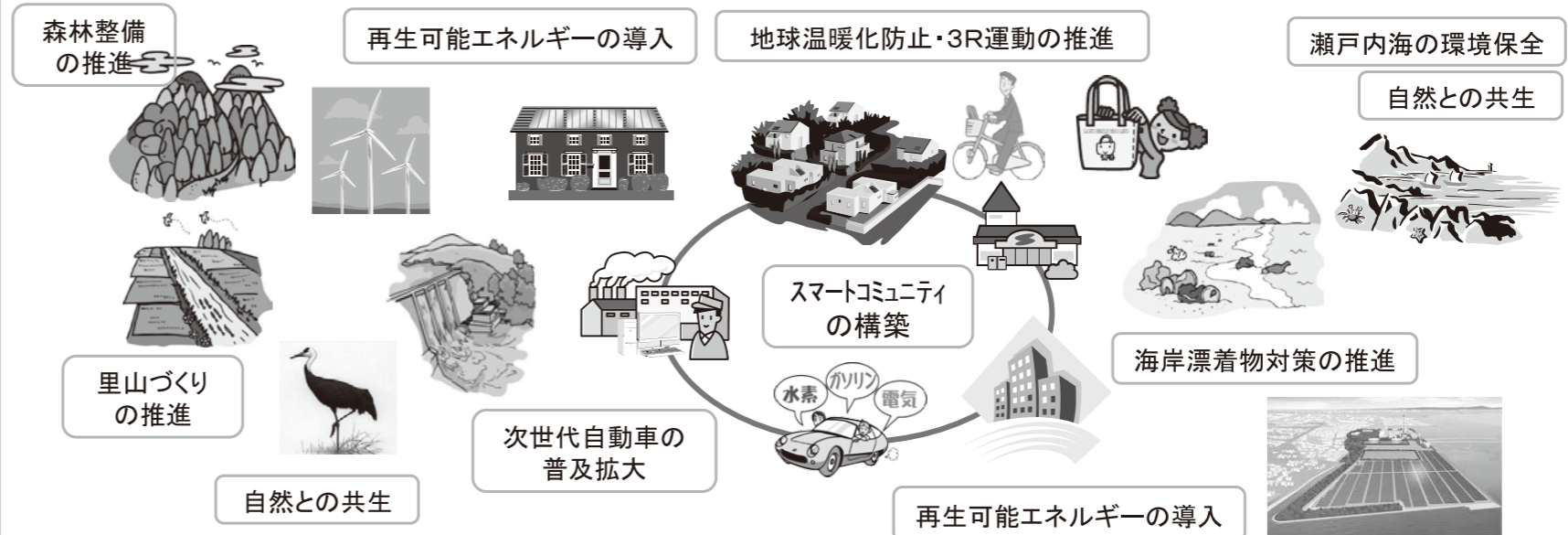
### 環境に関する人づくり・ 地域づくりの推進

- ・環境教育・環境学習の推進
- ・多様な主体の参画・連携・協働による取組の推進
- ・里山、里海づくりを通じた良好な景観や歴史的環境の保全 等

山間部～中山間地域

住宅地～商業地～工業地

海岸～海洋





# 山口県環境基本計画（第3次計画）の施策体系

I 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進	
1	再生可能エネルギーの導入促進
	(1) 総合的な取組の推進 (2) 太陽光発電の普及拡大 (3) バイオマスの活用促進 (4) 小水力発電の設置促進
2	エネルギーの有効活用の推進
	(1) スマートコミュニティの促進 (2) 新エネルギーの研究、利活用の促進 (3) 工場におけるスマート化の促進
3	地球温暖化対策の推進
	(1) 総合的な取組の推進 (2) CO2削減県民運動の推進 (3) 次世代自動車等の普及促進 (4) 二酸化炭素排出削減に向けた社会システム構築の推進 (5) オゾン層の保護対策等の推進
4	省エネ・節電等による環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築
	(1) 省エネ・節電の促進 (2) 地産地消の推進 (3) 県自らの省エネ・節電の推進 (4) エコスクールの整備促進

IV 大気・水環境等の保全	
1	大気環境の保全、騒音・振動の防止
	(1) 工場・事業場対策の推進 (2) 自動車排出ガス対策の推進 (3) 光化学オキシダント対策の推進 (4) PM2.5対策の推進 (5) アスベスト対策の推進 (6) 悪臭対策の推進 (7) 工場・事業場騒音・振動対策の推進 (8) 自動車騒音・振動対策の推進 (9) 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進 (10) 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進
2	水環境の保全
	(1) 生活排水対策の推進 (2) 工場・事業場対策の推進 (3) 河川・湖沼水質保全対策の推進 (4) 海域の保全対策の推進 (5) 瀬戸内海の富栄養化防止対策の推進 (6) 地下水の汚染対策の推進 (7) 保水能力の向上 (8) 安心・安全な水道水の供給
3	土壌環境の保全
	(1) 土壌汚染対策の推進 (2) 農用地の土壌汚染対策
4	化学物質等の適正管理の推進
	(1) 化学物質等の適正な管理 (2) 農薬による危被害防止 (3) ダイオキシン類対策
5	環境放射線対策の推進

II 循環型社会の形成	
1	3Rの推進
	(1) リデュースの推進 (2) リユースの推進 (3) リサイクルの推進
2	適正処理の推進
	(1) ダイオキシン類対策の推進 (2) 広域的なごみ処理の促進 (3) 海岸漂着物の適正処理体制の確保 (4) 災害廃棄物の適正処理体制の確保 (5) PCB廃棄物処理の推進 (6) 処理施設等に対する監視指導の強化等 (7) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保 (8) 公共関与による広域最終処分場の整備促進 (9) 処理施設設置に係る事前調整の推進等 (10) 優良な産業廃棄物処理業者の育成・周知
3	普及啓発及び情報提供や地域での連携・協働
	(1) 学校や地域社会での環境教育・環境学習の推進 (2) 県民への意識啓発・情報提供 (3) 里山における未利用資源や食品廃棄物の利活用

V 環境関連産業の育成・集積	
1	産学公連携による省エネ・省資源型製品の開発・事業化の支援
2	水素等新エネルギーの利活用促進等による新たな産業の創出
3	再生可能エネルギー関連産業、資源循環型産業の育成支援
	(1) 再生可能エネルギー関連産業の振興 (2) 資源循環型産業の育成支援
4	次世代自動車関連産業の育成支援
	(1) 充電インフラの整備促進とEVの利活用による産業振興 (2) 水素ステーションの設置と燃料電池車の導入促進等
5	持続可能な農林水産業の振興
	(1) 持続可能な農林水産業の振興に関する全般的な事項 (2) 循環型農業等の推進 (3) 県産木材・間伐材の利用促進による林業の振興 (4) 豊かな漁場の維持管理による水産業の振興

III いのちと暮らしを支える生物多様性の保全	
1	豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進
	(1) 優れた自然環境の保全 (2) 希少野生動植物の保護 (3) 野生鳥獣の保護・管理 (4) 外来種対策の推進 (5) 豊かな森林づくりの推進 (6) 里山・里海の保全・再生 (7) 身近な緑の保全・創出 (8) 水質（清流）の保全 (9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進 (10) 天然記念物の保護・管理
2	生物多様性に配慮した社会経済活動の推進
	(1) 循環型農業の推進等 (2) 開発事業等における配慮
3	行動できる人財の養成と多様な主体の取組の促進
	(1) 普及啓発の推進 (2) 自然と人とのふれあいの確保 (3) 地域固有の自然資源を活用した地域づくりの推進 (4) 生物多様性の環境教育・環境学習の推進 (5) 地球温暖化対策の推進
VI 環境に関する人づくり・地域づくりの推進	
1	環境教育・環境学習の推進
	(1) 環境教育・環境学習の基盤整備 (2) 幅広い場における環境学習の推進 (3) 学校における環境教育の推進
2	多様な主体の参画・連携・協働による取組の推進
	(1) 県民、NPO・民間団体等の自主的取組の促進 (2) 各主体との連携・協働による取組（パートナーシップ）の推進
3	環境マネジメントの推進
4	里山、里海づくりを通じた良好な景観や歴史的環境の保全
	(1) 景観の保全と創造 (2) 歴史的・文化的環境の保全 (3) 自然とのふれあいの場や機会の充実 (4) 都市と農山漁村との交流 (5) 里山、里海づくりの推進

VII 共通的・基盤的施策の推進	
環境影響評価の推進	環境に配慮した取組の推進
公害防止体制の整備（公害苦情処理・公害紛争処理）	調査研究、監視・測定の充実
環境情報の収集と提供	国際協力の推進

